

小規模事業者及び新規開業者等の方へ

北海道では平成16年2月2日から、小規模事業者及び新規開業者等の事業者から物品の供給に係る見積参加申込書の受付を行っています。入札参加資格がない事業者でこの見積参加申込がない場合は道立学校の物品の購入にかかる定時見積には参加できませんのでご注意ください。

なお、前回の見積参加資格は平成28年3月31日までとなっておりますので、引き続き定時見積もりに参加を希望される場合は申請が必要となります。

1 対象事業者の要件

対象事業者は、道の物品の購入契約並びに印章の製造又は印刷物の製造の請負契約に係る競争入札参加資格を有しない事業者で、次のいずれかの要件を満たす事業者であって、かつ、道内に本店（個人にあつては当該個人及び事業所の住所をいう。）を有する事業者のうち、道に対し物品の供給（物品の修繕及び洗たくを除き、製造の請負による供給を含む。）を行おうとする事業者とします。

小規模事業者	常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者
新規開業者等	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、物品の供給事業を新たに開始した事業者で、事業開始後1年未満の事業者

2 対象となる契約

随意契約（定時見積）

3 提出書類

(1) 物品の供給に係る見積参加申込書（別記第1号様式）

(2) 次の表に該当する書類

	区 分	法人	個人	組合	適 要
1	登記事項証明書（写し可）	○		○	法務局の発行するもの。 申請受付時前3ヶ月以内に発行されたもの。
2	身分証明書（写し可）		○		市区村長の発行するもの。 申請受付時前3ヶ月以内に発行されたもの。
3	営業証明書（写し可）		○		市区町村長の発行するもの。 ※営業証明書が発行されない場合及び業種（事業内容）が記載されていない場合は、希望する業種の営業を証する書類（業種の取扱いを証する契約書、請書、請求書（控）、納品書（控）等の写し）
4	営業許可等の写し	○	○	○	許可、免許、登録等を要する場合 ※例 医薬品許可、毒劇物登録、特定計量器販売事業届、家畜商免許、石油販売届出書、液化石油ガス登録、揮発油登録、食品販売業登録等
5	社会保険等適用除外申出書	○	○	○	社会保険等の届出の義務がない場合のみ提出する
6	誓約書	○	○	○	

4 物品の供給に係る見積参加申込書の提出先

北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室

住 所：〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号

電話番号：0146-22-9485

FAX：0146-22-1323